

香川県報



第12号

平成18年

2月14日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

| | | | |
|----|---|----------|---|
| 告示 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 | （環境管理課） | 一 |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可の申請 | （廃棄物対策課） | 二 |
| | 道路の供用開始（二件） | （道路保全課） | 三 |
| | 道路の区域変更（二件） | （ " " ） | 四 |
| | 道路の区域変更及び供用開始 | （ " " ） | 三 |
| | 特定調達契約に係る平成十八年度の物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 | （会計課） | 四 |
| 公告 | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 | （県民参画課） | 六 |
| | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 | （ " " ） | 六 |
| | 土地改良区設立の適否決定 | （土地改良課） | 七 |
| | 土地改良事業の適否決定（四件） | （ " " ） | 七 |
| | 土地改良事業計画変更の適否決定 | （ " " ） | 八 |
| | 土地改良事業の認可（二件） | （ " " ） | 八 |
| | 教育委員会告示 | | |
| | 平成十七年香川県教育委員会告示第二号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正 | | 九 |

告示

香川県告示第九十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真鍋 武 紀

1 母艦の概要

(1) 母艦者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市西因南町455-1

アオイ電子株式会社

取締役社長 大西 通義

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺市折回町262

アオイ電子株式会社 観音寺工場

(3) 変更しようとする事項の内容

建物増築に伴う合井処理浄化槽（290人槽）の設置に伴う排水量の増加及び排水口の

の新設（2箇所）及び廃止（2箇所）。

(4) 特定施設に関する事項

変更無し。

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

無し。

(6) 排水水の汚染状態及び量

| 区 | 分 | 第 | 6 | 排 | 水 | 口 |
|------|---------|---|---------|---|---|---------|
| 排水水の | 項 | 目 | 通 | 部 | 最 | 大 |
| 汚染状態 | 水素イオン濃度 | | 5.8~8.6 | | | 5.8~8.6 |

| | | |
|-------------------------------|----|----|
| 生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ) | 15 | 20 |
| 化学的酸素 要求量 (mg/ℓ) | 20 | 30 |
| 浮遊物質 量(mg/ℓ) | 15 | 20 |
| 窒素含有 量(mg/ℓ) | 40 | 80 |
| りん含有 量(mg/ℓ) | 4 | 5 |
| 排水水の 量 (m ³ /日) | 27 | 34 |

他に排水口が8箇所(うち、雨水専用6箇所)ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年2月14日から同年3月7日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境対策課
 高松市番町四丁目一丁目一番一
 号 香川県告示第百号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二の五第一項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同法第十五条の二の五第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
株式会社新光開発 香川県坂出市川津町三七九八番地一
代表取締役 岡崎耕二
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
坂出市府中町字額大猿三四九三番ほか二二八番
- 三 産業廃棄物処理施設の種類の

産業廃棄物の最終処分場(安定型最終処分場)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類(ただし、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずにあつては、自動車等破砕物を除く。)

五 申請年月日

平成十八年二月二日

六 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県環境森林部廃棄物対策課 香川県中讃保健福祉事務所環境管理室
 坂出市環境経済部清掃事業課

2 縦覧期間

平成十八年二月十四日(火曜日)から同年三月十四日(火曜日)まで

七 意見書の提出期限等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年三月二十八日(火曜日)

2 提出先

高松市番町四丁目一丁目一番一 号 香川県環境森林部廃棄物対策課

3 記載事項

意見書には、次の事項を記載するものとする。

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (二) 産業廃棄物処理施設の名称
- (三) 意見の内容

香川県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十四日から同年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 三木国分寺線（十二号）
- 三 道路の区域

| | | | |
|--|-----------------|--------------|--|
| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 高松市川島東町字郷二二九番五地先から 高松市川島東町字郷二一九番五地先まで | 八・六 二一〇・二 | 六三 | 平成十五年 香川県告示 第八十号で 変更した区 域の一部 |

四 供用開始の期日 平成十八年二月十六日

香川県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十四日から同年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 三三七七十七号
- 三 道路の区域

| | | | |
|-----|-----------------|--------------|----|
| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| | | | |

三豊市山本町神田字長瀬四〇一三番七地先から

三豊市山本町神田字長瀬四〇二三番一地先まで

三豊市山本町神田字長瀬四〇一九番一地先から

三豊市山本町神田字長瀬四〇二二番一地先まで

| | | |
|-----------------|--------------|--|
| 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 九・八 一一・八 | 一八 | 平成十六年 香川県告示 第七十四号 で変更した 区域 |
| 一〇・三 一〇・五 | 三七 | |

四 供用開始の期日 平成十八年二月十四日

香川県告示第百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十四日から同年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 穴吹塩江線（百六号）
- 三 道路の区域

| | | | | |
|--|-------------------------------|-----------------|--------------|--------------------------|
| 区 間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 高松市塩江町安原上東字菖蒲野一三八三番一地先から 高松市塩江町安原上東字八丁五一三番一地先まで | 前 六・六 二二・〇 後 四六・〇 | 六・六 一一・〇 | 五九 | 道路改修による現道拡幅、架橋架け替え 旧道 |

| | | |
|------|----|----|
| 八・五 | 五二 | 新道 |
| 四六・〇 | | |

香川県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十四日から同年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 百九十三号
- 三 道路の区域

| 区 間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|------------------------|-------|-----------------|--------------|-------------|
| 高松市塩江町安原上東字八丁五〇九番一地先から | 前 | 七・六 | 一八八 | 道路改修による現道拡幅 |
| | 後 | 二二・九 | | |
| 高松市塩江町安原上東字八丁五一八番一地先まで | 前 | 二二・九 | 一八八 | |
| | 後 | 二〇・〇 | | |

香川県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき道路の区域となつた道路の一部の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十四日から同年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 坂出港線（十九号）
- 三 道路の区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 区 間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|---------------------|-------|-----------------|--------------|----------------------------|
| 坂出市文京町二丁目三五八〇番四地先から | 前 | 二七・〇 | 二二二〇 | 平成十四年香川県告示第八十号で変更した区域の幅員変更 |
| | 後 | 四〇・〇 | | |
| 坂出市花町三八七番一地先まで | 前 | 二七・〇 | 二二二〇 | |
| | 後 | 五〇・〇 | | |

四 供用開始

| | | | |
|----------------|------|----|--------|
| 坂出市花町四一九番一地先から | 四七・ | 二〇 | 一部供用開始 |
| 坂出市花町四一九番四地先まで | 五〇・〇 | | |

五 供用開始の期日 平成十八年二月十四日

香川県告示第四百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る、平成十八年度において県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請方法等について次のとおり公示する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 競争入札に参加することができない者
 - 1 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

(一) 契約を締結する能力を有しない者

(二) 破産者で復権を得ない者

2 次のいずれかに該当する者は、その事実があった後二年間競争入札に参加することができないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(一) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(二) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(三) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(四) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(五) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

(六) (一)から(五)までのいずれかに該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

二 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加できる者は、次の表に掲げる資格区分により格付される資格を有する者とする。この場合において、B級に該当する者は、契約の予定価格が二五〇万円を超えるときは、競争入札に参加できないものとする。ただし、災害、緊急その他特に必要があると認めるときは、この資格区分によらないことがある。

| 資 格 要 件 | 資 格 区 分 | |
|------------------------------|---------|---------------------------|
| | A 級 | B 級 |
| 申請日の直前の事業年度（一年間）の製造又は販売等の実績高 | 三、万円以上 | A級の欄に掲げる基準の全部又は一部を満たさない場合 |
| 申請日の直前の事業年度（一年間）の決算における自己資本額 | 五万円以上 | |
| 申請日の属する月の初日における営業年数 | 一年以上 | |

三 競争入札に係る営業種目

競争入札に係る営業種目は、次に掲げるものとする。

文具事務機器類、用紙類、一般印刷類、地図・フォーム印刷類、印章類、表彰品・記念品類、医療機器器具類、薬品類、計測理化学機械器具類、車両類、視聴覚機器類、電気通信機械器具類、建設産業機械器具類、農業機械器具類、衣料雑貨類、家具木工類、室内裝飾看板類、食料品類、燃料類、書籍類、運動用具・楽器類、写真機・写真材料類、厨房用器具類、暖冷房衛生設備機器類、消防防災機器類、清掃器具・塗料・船具類、水道用資材類、造船類、木材類、建築・建設資材類、金属くず・古物商、建築物環境維持管理、賃貸・リース、企画・広告・イベント、コンピュータ処理・ソフトウェア開発、警備保障・人材派遣、調査・研究・検査、代理業、その他

四 申請の方法

1 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出場所

競争入札に参加する資格を得ようとする者は、申請書を香川県出納局会計課へ提出しなければならない。

2 申請書に添付する書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(一) 納税証明書（香川県内に営業所等を有する者にあつては香川県税に滞納のない旨の証明書並びに消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書、それ以外の者にあつては法人税又は所得税に係るもの並びに消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書）

(二) 身分証明書（個人のみ）

(三) 商業登記等事項証明書（法人のみ）

(四) 決算状況を明らかにする書類

(五) 営業に関し許可、認可、登録等を必要とする業種については、これを得たことを証する書面又はその写し

(六) ISO9001又はISO14001を取得している場合は登録証の写し

(七) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び添付する書類（以下「申請書等」という。）の作成に用いる言語等

(一) 申請書及び決算状況を明らかにする書類は、日本語で作成すること。

電話番号 〇八七 八三一 三六三一又は〇八七 八三一 三六四二

公 告

香川県公告第七十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年四月一日まで縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ふぁみりいNOTE

丸岡 玲子

丸亀市綾歌町富熊五〇四七番地七

三 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した地域生活を社会において営むことができる事を目指し、主に就労・余暇支援等の社会生活の向上に関する事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。

香川県公告第七十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年三月二十五日まで縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

なお、その他の添付書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(二) 申請書及び決算状況を明らかにする書類に記載する金額については、日本国通貨で表示すること。

なお、その他の添付書類で外国通貨で表示してあるものは、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付すること。

4 申請書用紙の頒布場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課

五 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書により申請者に通知する。

六 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十年十二月三十一日までとする。

七 申請内容の公表

申請の内容は、その全部又は一部を公表することができる。

八 資格の取消し

六の資格の有効期間内に一の競争入札に参加することができない者となった者又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した者については、競争入札の参加資格を取り消すことがある。

九 申請書記載事項の変更

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届(別に指定する様式)により、直ちにその旨を届け出なければならない。

1 商号又は営業所等の名称及び所在地

2 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

3 使用印鑑

十 問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課

一 申請のあった年月日

平成十八年一月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ハイ・フォロー・ステーション

平賀 博

高松市新田町乙八番地

三 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者、障害者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもった助け合い及び居宅サービス、居宅介護支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

香川県公告第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、垂水土地改良区設立認可の申請は平成十八年二月六日適当と決定した。

その土地改良事業計画書および定款の写を丸亀市土地改良課において平成十八年二月十二日から同年三月十三日まで縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、三豊市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（区画整理）穀川地区）を行うことについて平成十七年十二月二十八日適当と決定した。

その関係書類を三豊市高瀬支所事業課において平成十八年二月二十三日から同年三月十五日まで縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する

同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月六日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年二月二十三日から同年三月十五日まで縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 市名 | 土地改良事業名 | 縦覧場所 |
|-----|------------------------------------|-----------------|
| 高松市 | 単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）奥上池地区 | 高松市産業部 土地改良課 |
| 区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）橘池一号地 | " |
| 区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新居新池二 号地区 | " |
| 区 | 単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）赤池一号地 | " |
| 区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）万福寺池二 号地区 | " |
| 区 | 単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）蓮池一号地 | " |
| 区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鶴生池地区 | " |
| 区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）国分宮池地 | " |
| 区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）内間池地区 | " |
| 区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神崎池三号 地区 | " |
| 区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）橘池二号地 | " |

| | | |
|---|-------------------------------|---|
| " | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新居宮池地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新居大池地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神崎池一号地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）裏池地区 | " |

香川県公告第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市十河土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業西ノ岡地区）を行うことについて平成十八年一月二十六日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年二月二十三日から同年三月十五日まで縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月二十七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年二月二十三日から同年三月十五日まで縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| | | |
|-----------|------------------------|---------|
| 土地改良区名 | 土地改良事業名 | 縦覧場所 |
| 多度津町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業） | 多度津町産業課 |
| " | 単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業） | " |
| 血池地区 | 単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業） | " |
| 白方池地区 | 単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業） | " |

| | | |
|---|--------------------------------|---|
| " | 単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）米屋池地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）三井新池地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）榎木地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥白方小久保地区 | " |

香川県公告第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、三豊市が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理）藤前地区）計画を変更することについて平成十七年十二月二十八日適当と決定した。

その関係書類を三豊市高瀬支所事業課において平成十八年二月二十三日から同年三月十五日まで縦覧に供する。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月二十七日認可した。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| | |
|-------------|----------------------------|
| 土地改良区名 | 土地改良事業名 |
| 坂出市川津町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）前池地区 |
| " | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西又地区 |
| 三豊郡財田町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）長野地区 |

| | |
|---|----------------------------|
| " | 単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）山才地区 |
| " | 単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）別所地区 |
| " | 単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）久保の下地区 |

香川県公告第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業奈良須地区）を行うことについて平成十八年一月三十日認可した。

平成十八年二月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

教育委員会告示

香川県教育委員会告示第四号

平成十七年香川県教育委員会告示第二号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十八年二月二十日から施行する。

平成十八年二月十四日

香 川 県 教 育 委 員 会

表香川県公立学校教員採用選考試験の項の前に次のように加える。

| | | | |
|----------------------------|---------------------|---|-----------------|
| 香川県公立学校臨時 的任用職員登録 試験 | 第一次試験の総合得 点、総合順位 | 不合格者にあつては 合格発表の日から一 月間、合格者にあつ ては第二次試験合格 発表の日から一月間 | 教育委員会事務局 総務課 |
| | 第二次試験の順位 | 合格発表の日から一 月間 | |

平成十八年二月十四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています